

厚生文教委員会報告書

令和5年12月13日

備前市議会議長 守井秀龍 殿

委員長 西上徳一

令和5年12月13日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第109号 令和5年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	—
議案第116号 備前市デイサービスセンターしらうめ荘の指定管理者の指定について	原案可決	—
請願第9号 国に対し、改正マイナンバー法を見直し、従来型(紙)健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める請願	継続審査	—
請願第11号 国に対し、公的年金の削減中止と物価高騰に見合った年金支給額の改善を求める意見書の提出を求める請願	継続審査	—

<所管事務調査>

- 書かない窓口について
- コロナワクチンの間違い接種について
- 年末年始の当番医について

<報告事項>

- 戸籍法の一部を改正する法律の施行について(市民課)
- コロナワクチンについて(保健課)
- 新型コロナウイルス感染症抗体検査研究事業の進捗状況について(保健課)
- 備前市高齢者保健福祉計画・備前市第9期介護保険事業計画、備前市障がい者計画におけるパブリックコメントの実施について(保健福祉部)
- 年末年始の当番医について(市立病院)

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第109号の審査	2
議案第116号の審査	3
請願第9号の審査	6
請願第11号の審査	12
報告事項（市民生活部）	13
所管事務調査（市民生活部、総合支所）	17
報告事項（保健福祉部）	18
所管事務調査（保健福祉部、市立病院）	22
閉会	23

厚生文教委員会記録

招集日時	令和5年12月13日（水）			
開議・閉議	午前9時32分	開会　～	午前11時49分	閉会
場所・形態	委員会室　　会期中（第5回定例会）の開催			
出席委員	委員長	西上徳一	副委員長	丸山昭則
	委員	中西裕康		立川　茂
		青山孝樹		奥道光人
		草加忠弘		
欠席委員		土器　豊		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	なし		
	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
説明員	市民生活部長	藤森仁美	市民課長	田原美智代
	マイナンバーカード普及課長	國光和美	市民協働課長	木和田純一
	公共交通課長	川淵裕之	環境課長	野崎信二
	保健福祉部長	大森賢二	保健課長	高橋多恵子
	介護福祉課長	梶藤さつき		
	福祉事務所長	浅野隆之	社会福祉課長	新庄英明
	こども家庭課長	中野智子		
	総括総合支所長	杉田和也	三石総合支所長 兼　管理課長	瀬尾茂樹
	日生総合支所長 兼　管理課長	竹林秀高	吉永総合支所長 兼　管理課長	小川勝巳
	病院総括事務長 兼　吉永病院事務長	尾崎嘉代	備前病院事務長	藤澤昌紀
	備前さつき苑事務長	山口久美子	日生病院事務長	小野田一義
審査記録	次のとおり			

午前9時32分 開会

○西上委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、市民生活部、保健福祉部、市立病院関係の議案審査、請願審査、所管事務調査を行います。

***** 議案第109号の審査 *****

まず、議案第109号令和5年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

議案第109号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○中西委員 細部説明の5ページのところで、8、9ページ、県支出金、県補助金、国民健康保険税の免除に関わる特例交付金、補助率の10分の10というのが出ているんですけども、今回条例改正がされたわけですけども、県の支出金、補助率の10分の10は入っているんですけど、あれは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということでお伺いをしたんですけども、なぜここは県の支出金だけが入ってくるのでしょうか。

○高橋保健課長 8、9ページの特別調整交付金分につきましては、次のページにあります、歳出で計上しています委託料と需用費の特別調整交付金分でございます。委員御質問の産前産後の条例に伴う国、県の補助金につきましては、現在のところ交付要綱がまだ定まっておりませんので、次回の補正予算で計上を検討しております。

○中西委員 ここでは、国民健康税の免除に関わる特例交付金となっていますよね。免除に関わるって出ているんですけど、歳出では免除に関わるような歳出項目はないじゃないですか。

○高橋保健課長 国民健康保険税の免除に関わる特別交付金の10分の10に該当するものは、委託料の電算システム改修委託料でございます。

○中西委員 大変細かいことを言って申し訳ないんですけど、ここの調整交付金は130万円ですよね。電算システムの委託料は82万5,000円なんですけど。

○高橋保健課長 130万円の内訳としまして、電算システムの改修費の委託料が82万5,000円、10分の10補助、電気代高騰に伴い不足が見込まれる総合保健施設の光熱水費に関わる特別交付金10分の7.24、また同じく修繕に関わる特別交付金10分の10、全て合算した金額になっております。

○中西委員 この細部説明では、国民健康保険税の免除に関わる特例交付金というふうに出ているんですけど、免除に関わらないところへ使っても別にこれは構わないという交付金なんですか。

先ほど御説明があった電気代の高騰に伴う不足が見込まれるものについては、関わる特別交付金、総合保健施設整備に関わる特例交付金の計上によるとなっているようなんですけども。

○高橋保健課長 国民健康保険税の免除に関わる特別交付金というのは、システム改修だけにかかっている言葉でございます。及びってという言葉に間に入れたほうがよかったのかもしれないですけど、電気代に関わる特別調整交付金、また修繕費に関わる特別調整交付金ということで、特別調整交付金が3種類あるということになります。

3つの項目で特別調整交付金が130万円ということでございます。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第109号の審査を終わります。

***** 議案第116号の審査 *****

続きまして、議案第116号備前市デイサービスセンターしらうめ荘の指定管理の指定についての審査を行います。

議案第116号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○青山委員 116号ですが、指定管理期間が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間になっているんですけど、この1年にした、単年にしたのはなぜでしょうか。

○小川吉永総合支所長 1年にした理由ですけれども、複数年間にしますと、幅広い、長期間にわたり縛りができますが、単年度にしたら、相手の業務内容や経営状況などを勘案して、そこで協定をまた見直すということができると、単年度ということにしました。

○青山委員 市側としては分かるんですけど、単年度ということになりますと、次年度の計画とか人員配置とか、そういったようなところの調整というのは、いつ頃されて、例えばですけど、もう委託を別に変えとかというときの、要するに1年間の査定ですね、さっき言われた業務内容によって、変化させられることができるというふうなニュアンスで言われたと思うんですけど、その辺どんなでしょうか。

○小川吉永総合支所長 その単年度において、特に何も問題なしと判断された場合には、改めて協定を結ぶか、その協定の中に自動更新ができるか、そういう文言を入れて引き続きやってもらうということも、今、検討している状況であります。

○青山委員 もし問題があった場合、あるいはその問題をどう捉えるかということはあると思うんですけど、その辺の審査とか意見交換はどのようにされて、いつ頃の時期にやられますか。

○小川吉永総合支所長 まず、市と相手の社会福祉協議会さんと協議をします。時期的には1月、12月頃とか、それぐらいまでには行いたいと考えております、次年度の締結の準備もありますんで。

○青山委員 しっかりと意見交換なり指導なりしていただいて、それで継続できるようにといたしますか、継続できないという場合も、早めにお知らせいただいたり、それからその後の付き合いもまたあると思うんですけど、急にこちらから一方的にということにならないようお願いしたいと思います。その辺についてはいかがですか。

○小川吉永総合支所長 私も今回このデイサービスセンターについて詳しく知らなかったんで、吉永の社協に伺いまして、いろいろ勉強させてもらい、意見交換をさせていただきました。これからも引き続き勉強をさせていただきたいと考えております。

○中西委員 このデイサービスセンターしらうめ荘の経営の状況は今いかがですか。介護保険の当初は、収益が上がっていたわけですけども、その後の診療報酬の改定の中で、介護報酬の改定の中で、大分デイサービスも厳しいんじゃないかと思うんですけども。

○小川吉永総合支所長 まず、経営状況なんですけれども、毎年、前年度よりもプラスになっております。バランスシート上の話なんですけども、現金が令和2年度、3年度、4年度、それぞれ前年度よりプラスの状況になっております。

○中西委員 つまり、社会福祉協議会としても、これを受けるということは、経営にプラスになっているということなんですか。

○小川吉永総合支所長 プラスになっていると考えております。

○中西委員 単年度でどのくらいのプラスになっていますか。

○小川吉永総合支所長 現金だけでいきますと、令和3年度と4年度を比べますと4年度が約2,550万円ほどで、3年度が2,300万円ほどで、その差が230万円ほどプラスになっております。

3年度から4年度につきましては、現金ベースでいきますと、575万円ほどプラスになっております。

○立川委員 参考資料はどこが作られたんですかね。

○小川吉永総合支所長 吉永総合支所で作成しました。

○立川委員 指定管理者の概要であったり、候補者の選定方法であったりを記載しておるんですが、その中で公募によらない理由というのが、これ通り一遍のもう大変失礼な言い方ですけど、コピーを貼り付けておられるんですね。実際に、これ下から3行目ぐらいを見てみると、管理団体が変更となった場合、利用者に不安を与え、これずっと書かれておるんですね。この点にちょっと引っかかったんで、どのような不安を与えるということを想定されておるのか、分かる範囲で結構です。

○小川吉永総合支所長 管理運営団体が変更になった場合に、利用者や家族に不安を与えたりと

いう文言のところですけども、やっぱりその母体となる、いつもお世話になっているところの運用内容とかが変更になった場合に、そこに通っている方や家族の方が、今後はどういうふうなサービスをどれくらい時間をかけてやってくれるんだろうかという不安を持つのは、ごく当たり前のことだということで記載をさせていただいております。

○立川委員 さように皆さんのいわゆる不安、考えておられるんだなということで感心はしておりますが、吉永支所のほうではそういうふうにお考えになられる。ところがですよ、これ部長にお尋ねですが、介護・福祉サービス全般に不安を与える、どうこうということがありながら、この場合は通常の管理運営団体の話ですが、介護・福祉サービスで居宅のサービスメニューの中でも、これは委託をしません、直営でしますという動きがかなり昨年から目立ってきております。不安を与えるんじゃないのっていうお話をして、いや、市のほうで直営でやりますというようなお答えなんですけど、何か矛盾しませんか。実際の現場では、不安を与えるからこのまま行きたいんですと。ところが、大本では、介護・福祉のサービスはどんどん直営にします、今までの業者は切りますというような動きがあるんでしょうか、これどちらが本当なんでしょう。

○大森保健福祉部長 委員の御質問が、一般質問でされた御質問と同じであるということでありましたら、居宅系のサービスにつきましては、直営ではなく、民間にということでありますので、どんどん直営にしているというわけではなく、一般質問で言われてお答えさせていただいたのは、市が行っている給付で、通常障害者の方は市内の相談事業所等で、その方に合ったサービスの計画を立てていくということで、それに伴う御本人さんの居宅サービスを受けられましたら、それについて国、県、市で給付していくということでありますので、現状として、やはりヘルパーの方が高齢化になっているというのと、各事業所で採用が偏るとかということでサービスが受けられなくなるということでありましたら、できる事業所にその方が移っていただくようなことしかないのかなと思います。

○立川委員 そのお話ではなくて、吉永のほうでは、こういうことで利用者に不安を与えちゃいかんなどという理由で、公募によらないで今までどおりやりたいという方向性のお話です。ところが、ちょっと今もお話も出ましたけど、本当にいろんな居宅、それから福祉サービス、介護のサービスには全部付きまとうんですね。今回のしらうめ荘では、利用者に不安を与えるからしたんやと。ところが、片一方のいろんな介護・福祉のサービスで、本体のほうでは、いやいやどんどん新しく変えていくんやと、その方向性のお話で、どちらが今の備前市の方向性なのかなということをお尋ねさせていただいています。

○大森保健福祉部長 方向性といいますか、今のしらうめ荘につきましては、場所を変更するということになるかと思いますが。直営でやっていくわけではなく、社協がやっている訪問系のサービスを、場所を移してやりたいということだと思いますので、方針としましては、介護系の居宅サービスを市のほうで直営でということではないかと思います。

○立川委員 また改めてお話をしたいと思いますが、機会があれば。

お願いなんですけど、書いておられるのは間違いありませんので、要はこういった利用されている方、介護のサービスを受けておられる方、それから福祉系、障害のサービスを受けておられる方、どうか本当にこの気持ちがあって寄り添うような方向性でお願いしたいということで終わりたいと思います。

○西上委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第116号の審査を終わります。

***** 請願第9号の審査 *****

次に、請願第9号国に対し、改正マイナンバー法を見直し、従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める請願についての審査を行います。

請願第9号について発言を希望される方の発言を許可いたします。

○奥道委員 この請願の中にあるマイナンバーカードのことについて、いろいろと問題点等も指摘があるようなんです。現在、直近のマイナンバーカードの交付率といえますか、市内どれぐらいの数字になっていますか。

○田原市民課長 11月末時点の保有率としましては、人口に対するカードの保有率につきましては、84.95%でございます。

○奥道委員 約85%ですね。あれから1か月ぐらい、増えつつありますか、変わってないですか。

○藤森市民生活部長 申請につきましては、11月末時点で92.39%です。こちらは前月に比べて0.4%の伸びとなっております。申請されている方もかなり増えておりますので、大体0.2から0.4%あたりでは毎月伸びております。

○奥道委員 約93%ということは、もう7%ぐらいという、これがだんだんだんだん毎月、毎月二、三%、4%、5%ですけど、それぐらいのアップ率で増えていく可能性があるのと、100%になることというのは、基本的にあり得ないですよ、申請が100%になるなんてことは。

○藤森市民生活部長 こちらは任意なものなので、100%になるかどうかについては、申し上げられません。

○奥道委員 マイナンバーカードについてなんですけど、なくしたとか紛失したとか、例えば壊したとか、誤ってにせよ何にせよ、そういう再発行の申請なんていう人もいますかね。

○田原市民課長 再発行の方もいらっしゃいます。

○奥道委員 パーセントの比率というか、人数というか、これぐらいの方が再発行の申請をしていますみたいなことは分かりますか。

○田原市民課長 申し訳ありません。ただ、今データを持ってございません。

○奥道委員 要するに、この申請をした90%ぐらいの、あるいは発行された方が八十何%いらっしゃるわけなんですけど、その中のほんの、そう多くない人数というふうに大体イメージとしておけばいいですか。大体でいいなんですけど。もう数字の細かいところまではよろしいですから、イメージというか、担当のほうのイメージとしてどれぐらい、そんなに多くない数であるという判断であれば、それで結構ですし。

○田原市民課長 失礼いたしました。令和4年度のマイナンバーカードの再発行の件数ですが、121件でございます。人口に対しては、少数であるかと思っております。

○奥道委員 121件ということになると、本当にもう0.何%くらいかなと考えればいいですね。つまり、その再発行の方も、今はもう持っていらっしゃると考えればいいですね。

○田原市民課長 そのように考えております。

○奥道委員 というふうに考えていけば、要するに市内の市民の皆さんの本当に全てとは言わんですけど、ほぼそれに近い、全てに近い方はこのカードを持っていらっしゃるということですよ、90%からあるということは。ということは、あとはそれを活用するという、そのところで市内としてはいろんな活用の方法で、市民生活の中で生かしてくださっているわけじゃないですか。バスの問題であったりとか、デマンドの問題であったりとかっていうところですね。ということは、やっぱりマイナンバーカードの活用方法のところについては、市民生活の中で大分便利になっていると考えていいでしょうか。便利になっていると考えていいんですね。

○藤森市民生活部長 コンビニ交付であるとか、それからマイナポータルを使った介護とか出産とかの申請の業務とかもできておりますので、便利になっていると、これからも便利になると思っております。

○中西委員 今のやり取りの中で、ごく僅かな人しかというような感じを受けるんですが、例えば計算しやすいために人口を3万として、例えば申請率92.89、1割ですよ。3,000人が持っていない、申請していない。保有率は84.95、これも計算しやすく80%とすると、6,000の方が保有していないということになる。この数は、私はやはりかなり大きな数だと思うんです。現に保有している人も、コンビニで使うことはまずないわなというのが大体皆さんですよ。僕もコンビニで使えますよとって、それで取得した人というのは、私はあまり聞かないですね。そういう方もおられるんかも分かりませんが、しかし1割、2割の持っていない、申請していない方の絶対数というのは、3,000、6,000、かなりの数に上っ

ていると私は思います。

そこで、お伺いをするんですが、マイナンバーカードのひもづけをめぐっていろいろ全国的にトラブルが起こっていますよね。岡山県も身体障害者手帳にひもづけをするに当たって、誤りがありましたということを記者会見しておられました。これに関して情報システム学会というところが今まで2回見解を述べているんですけども、1回目は、デジタル化を進めるに当たって、進めるべきだと、しかしその進め方については幾つか配慮しなければならないということをおっしゃられた。今回のいろいろトラブルをめぐっては、やはり厳しく指摘をされて、そもそもマイナンバーカードは、制度の発足からして、いろいろたくさんのひもづけをするようなカードとしてはつくられていないということをおっしゃられました。慌てて国のほうもいろいろシステム改修をしておられるわけですけども、私はマイナンバーカードができたときに、これは持って歩くもんじゃない、家の金庫に大切に持っておくもんだとお伺いをしていたんですが、でも今では持って歩くようになっている。そういうようなシステム設計にはなっていないというのが1点と。

それから、もう一つお伺いしたいのは、備前市においてこのマイナンバーカードのひもづけの誤り、あるいはトラブルというのはどのくらいあったんでしょうか。

○藤森市民生活部長 国の総点検でございますが、こちらマイナポータルに他人の情報がひもづいているものを洗い出す、これを是正するというのを目的とされておまして、備前市においては、国のほうから点検必要な業務なしということで、総点検の対象団体になっておりません。

○中西委員 国の対象にはなっていないけれども、実際には誤りがあったというのはないんでしょうか。

○藤森市民生活部長 こちらの業務が様々な部署にまたがっておりまして、29業務ぐらいあったと思うんですけども、市民課としてはそのうち1業務になります。市民課のほうでは、ございませんでした。ほかの部署については把握できておりません。

○中西委員 国民健康保険に関わるころではなかったんでしょうか。

○高橋保健課長 国保に関することもございません。

○中西委員 障害者手帳に関わるころはなかったんでしょうか。

○大森保健福祉部長 障害者手帳につきましては、備前市でひもづけのところににつきましては、県のほうに出しておりますが、市内では1件ございました。

○中西委員 国の点検対象にはなっていないけれども、備前市で身体障害者手帳の件で間違いが1件あったと、つまり点検をしてみないとそれは分からないことなんじゃないでしょうか。幾つか誤りがもう既にあったんじゃないか。その手帳の1件はどのような事案でしたか。

○大森保健福祉部長 資料がございませんが、保険証の申請に当たりまして、マイナンバーの取り間違いがあったということでございます。県の報告もありましたように、すぐ訂正をいたしまして、情報漏えい等の被害はなかったという報告でございます。

県の障害者手帳等につきましては、県が報告をしていたかと思っております。その中に備前市の案

件が1件あったということでございます。

○中西委員 身体障害者手帳に関わって、これは障害者の医療費受給者証になるのかな、細かいのは分かりませんが、1件あったと、つまりほかにもある可能性があるんじゃないか。そういう意味では、もう一回きちんと点検し直す必要もあるのかなと思います。これは、ここの所管だけではなくて、総務のところも必要になってくるかも分かりませんが、そういう事案が備前市でも1件起きているということは、私は重大な問題として受け止めるべき必要があるんじゃないかと思います。

○立川委員 今いろいろお話が出ておるんですが、実際にマイナンバーカードを使って診療もしくは受診に行った場合、皆さんマイナンバーでされたことございますか。受付されたことございますか。

その際、顔認証が出てきたと思うんですけど、この顔認証、エラーが多いのは御存じですか。例えば眼鏡をちょっと外してするとかですね、私、目の前で見たのは、何か歯医者の方の患者さんらしくて、張っていて顔認証できないんですね。ということは、現場のほうが対応にかなりいろんな面で苦慮しておられる。それから、お年寄りの例もそうですね。ベッドの横へ行って顔認証する。いわゆるハンディの端末はまだできておりませんし、寝とう人を起こして、例えばストレッチャーの上から起こして顔認証さす、そういう御苦労は御存じですか。保健課のほうは大丈夫ですか。そういった苦情は聞かれますか。

○高橋保健課長 施設の状況というのは、まだ十分つかんでおりませんが、認証がなかなかいかないということに関しましては、ほかのもう一つの選択肢のほうで認証していただいているという情報を入手しております。

○立川委員 もう一つの方法というのは、紙ベースの保険証だと思いますが、これは残念ながら写真がありませんので、情報の混在、いわゆるなりすましもございますし、私が母親の健康保険証を持っていても、お薬くれますからね、実際。今課長が言われたのはそうだと思います。だから、何とか改善しようということで顔写真つき、取りあえずマイナンバーということになったんだろうと思うんですけど、本人の確認方法、顔認証、いろいろな問題がまだ、一番困るのは受診する我々、それから対応していただいている医療機関の窓口と。皆さん聞かれたと思いますが、交通事故に遭いました。意識ももうろうとしている。「保険証お持ちですか」、「あるでえ」と、マイナンバー出した。顔認証したらできない。血がついている。できない。じゃあ、無保険扱いですね、後日精算ですねっていうようなことを聞かれたことあると思いますけど、そういったことも出てきて、何が問題なのかということ、現場対応にすぐまだ時間がかかるだろうというのは、私も実際に医療機関の窓口でお聞きをしますし、さっき課長がおっしゃったように、施設でもそういった対応、紙ベースで混在しながら対応せざるを得ないと。じゃあ、この状況を考えれば、健康保険証の存続は必要のかなという思いでは今おります。意見です。と思いますので、この請願については、中身はちょっとあれなんですけど、方向性とすれば、やはり改

善問題、改善する種々の問題に対応していただくにはまだもう少し時間がかかるのかなと、それをいきなり紙ベースをやめますというのはちょっとどうかなという思いではおります。その願意には沿いかねるところもあるんですけど、方向性はいいのかなという気はします。

○中西委員 今病院でマイナンバーカードで受付している人と保険証で受付している人、紙ベースですね、どのくらいの使用率でしょうか。

○大森保健福祉部長 そういう数字は今持っておりません。

○中西委員 各種マスコミの報道では、マイナンバーでというのは、すごい数が低いということだけは報道されている。

以上です。

○丸山副委員長 今、比較的マイナンバーカードを持つとるほうが不便なように自分は聞き取れているんですけど、病院へ行っても、物すごく簡単に済みますし、ある意味、金額も少し割安になったりとかってことの意味もやっぱりあります。中西委員の言われたやつの、少しちょっと自分が思った主観で申し訳ないんですが、自分が行っている病院でカードの受付ができる病院と、受け付けてくれない、そのシステムがちょっとまだうちは駄目なんだというところの病院もやはりあります。一律してなかなか病院自体が、システム自体、結構高額なっているということも聞いていますけど、そういった設備が整っている整っていないっていうのも正直ありますが、でもカードを持つとることで、随分と簡素化されて、いろんな待ち時間、あとやりやすくなったっていうのは正直ありますので、自分的には確かに先ほど立川委員が言われましたけど、中身の詳細とか何かというのは見直す、考え直すところはあったりはしますが、自分は本当にカードを持っていること自体の、無理に紙を存続しなくともっていうほうに思っていますので、カードはいいなど、あくまでも持論になってしまいますけど。

○中西委員 参考までに丸山委員にお伺いしたいんですけど、待ち時間が少なくなるとか、診療がスムーズになるとかというのは、実際にはどういう形でなるのでしょうか。

○丸山副委員長 書くことがなくなるので、それであと受け付ける前に携帯で受診前のことも書き込んだりということが出来ますので、すごくスムーズに病院へ行っても、そんなに待たなくても診療が受けられると。

○中西委員 書くことがなくなるということと、携帯で何かするというのはどういうことなんでしょうか。

○丸山副委員長 今細かくここで話をするほうがいいのでしょうか、それとも別で話をするほうがよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○中西委員 はい。

○立川委員 これ一長一短のお話だと思いますし、マイナンバーのいい面、今ちょっとお話も出しましたが、本当に顔認証して確認取れるというのはいいんですね。ところが、中のデータが違っていったというようなこともございますし、現場を考えて、それからさつき課長からもお聞きし

ましたけど、施設なんかですと、そういう対応はまずできない。介護・福祉のほうでは、まずマイナンバー取得して、これで流れをっていうのはできない相談ということも加味しますと、もう少し現場対応にも時間が要るのかなという思い、先ほどおっしゃったように、受付だけはスムーズにいくけども、その他、薬剤情報もしていいですかとか、はいはいって何遍も押さないかと思うんです。押した途端に、大変失礼な言い方ですけど、点数だけは10点ほど引いてくれますので、10円はお安くなりますけど、そういったところで使っている人も便利だなという面と、やっぱり現場は本当混乱するんですね。本人確認をどないしてするんや。今までは保険証は紙ベースだけでよかったのが、今度は顔写真が出てきたということになってくると、やはりリーダーが要りますし、それもさっき言いましたようなハンディーが要ったり、固定のリーダーじゃなくて、持っていった、いわゆるスマホ系のリーダーが必要になってきますし、かなり時間は要るのかなとは思いますが。だから、医療機関、それから高齢者等々、障害者についても、その利用の頻度はかなり低くなっては来るでしょうけども、もう少し紙ベースも残しながら、そういった点を改善していただける方向が一番いいのかなというふうには思っておりますので、存続ということに対しては、いいのかなという思いでこの請願については結論を出したいと思っておりますが、どうでしょうか。

○草加委員 物事を新しく始めるというときには、何かと反対意見も出るかと思っておりますけれども、本日は土器委員さんもいらっしゃらないということなので、継続審議でお願いいたします。

○西上委員長 継続審査という御提案がなされましたけど、ほかの委員の皆様ありませんか。

○青山委員 いろいろ皆さんの御意見、あるいは自分の経験上、この顔認証がうまくいなくて、その場で紙ベースの保険証を出したというようなこともありますし、高齢者にとってはなかなか難しい面もあるんじゃないかなと思います。先ほど来、立川委員言われているように、まだまだ改善の余地があるんじゃないかと思っておりますし、そう意味で従来型、保険証存続というものをもう少し延ばすようお願いをしたいと思っております。

継続じゃなくて、この請願を採択したいと思っております。

○西上委員長 青山委員は採択ということで、採択と継続で、お諮りいたしたいんですけど、奥道委員はどちらがよろしいですか。

○奥道委員 マイナンバーカードについての交付率やら何やらを伺った上で、便利になるだろうなという。ただし、先ほど草加委員からも御意見が出たとおり、新しいことをすれば、必ずどこかにひずみが出てくるというのはよく分かっていますし、だからといってその新しいシステムが100%これはもう駄目だからやめてしまえばいいじゃないかというようなことでは僕はないとは思っています。

今回のこれに関しても、いろいろな意味での問題点も先ほどから委員の各位からも指摘もされているようですし、ただしそれに対して国のほうも対応していると私は認識しています。したがって、これこの後、今後どう展開していくのかということ、やはり改めてよく注意をしていき

ながら、その上での対応でいいんじゃないかというふうには考えます。

したがって、従来型の保険証云々というところ辺、確かに文書の中にもいろいろな御指摘があるようですけれども、今後ともこういったようなことも含めた上で、継続してこれは対応していくべき内容ではないかと考えます。したがって、継続審査でいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○西上委員長 請願第9号については継続審査を希望する旨の御意見がございます。

採決に入る前に、まず本請願を継続審査とするかどうかをお諮りし、継続審査が否決された場合は、本請願についての採決を行います。

それでは、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

採決の結果は可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により委員長が本請願に対する可否を採決いたします。

委員長は本請願について継続審査といたします。

***** 請願第11号の審査 *****

次に、請願第11号国に対し、公的年金の削除中止と物価高騰に見合った年金支給額の改善を求める意見書の提出を求める請願についての審査を行います。

請願第11号について発言を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 請願の要旨には非常に共感をするとところでございます。

公的年金の削除中止、これ削られるのはかなわんですなというお話、それから物価スライドの件が出ております。中身もそうですけれども、こういったところを改善を求めるところには非常に賛同を覚えるところです。私も、もう少し削るのをやめてくれと、切実に思っておる一人です。ところが、請願事項を見てもみますと、経済スライド、物価スライドを凍結、それから物価高騰に見合う基礎年金の支給額の改善、これ改善じゃなくて、上げてくれというお話だと思います。その辺は賛同できるんですが、3番目も年金支給日の隔月を毎月には事務処理が大変だと思いますし、受けるほうも大変なんで、この辺はちょっとどうかなっていう気はしております。ですから、願意は非常によく理解はできますが、何か一つこの請願事項についてちょっとあるんですけど、そんなところの意見です。

○奥道委員 趣旨の部分の内容について、年金のことですから、これに対し国に対して物申したいというような、そういう趣旨であるということとはよく分かりますし、年金受給が、物価があまりにも高額であるのにもかかわらず、削られていることについては、これは私もできたらお願いしたいなというような、そういう部分になります。ましてや、もらう側からすれば一円でも多いにこしたことはないのは分かるとるわけですけども、ですけど改善を行う、オブラートに包んだようによくなればええというような、そういうふうな、これは金額増やせというような、そういう趣旨なんだろうけども、政府がこれに対して何もやっていないのかということ、そうでもない

わけですし、それこそ今回でも7万円の支給があったりとか、あるいは備前市としても、農業、漁業への支給というか、そういったようなこともやっていく、要は物価対策に対して何とかして政府も対応しようとしている、そういう中ですので、そういったようなことも含めて、政府は何もしていないからこうしろというようなことではないように思いますので、まあ一応そういうふうに私も考えております。請願事項についてはちょっとどうかなという気がしています。

○草加委員 私も請願の趣旨に関しては、よく分かっているんですけども、請願事項ですね、2024年4月に発動されるマクロ経済スライドを凍結・中止することとあるんですけども、年金についてはマクロ経済スライド等によって、長期的な給付と負担のバランスを確保することで、将来にわたって持続可能な仕組みとしておるということで、ここで一概にマクロ経済スライドを止めてしまっていていいのかってこともありますし、少し勉強してみたいと思いますので継続審査をよろしくお願いいたします。

○西上委員長 継続審査というお言葉が出ました。ほかにありませんか。

○丸山副委員長 自分も、もう言葉はただ乗っかってというとあれですけど、本当に趣旨は分かるんですが、草加委員、奥道委員が言われたように、継続審査をお願いします。

○西上委員長 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、お諮りさせてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

請願第11号については継続審査を希望する旨の御意見が多くございます。

採決に入る前に、まず本請願を継続審査とするかどうかをお諮りし、継続審査が否決された場合は本請願についての採決を行います。

それでは、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

4人ということで、挙手多数でございますので、請願第11号は継続審査となりました。

以上で請願第11号の審査を終わります。

1時間たちましたので、ここで休憩に入ります。

午前10時35分 休憩

午前10時51分 再開

***** 報告事項（市民生活部） *****

○西上委員長 それでは、所管事務調査に先立ち執行部からの報告事項をお受けいたします。

戸籍法の一部を改正する法律について市民課より御報告願います。

○田原市民課長 市民課より戸籍法の一部を改正する法律について御報告をいたします。

お手元の資料を御覧ください。

令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行され、次

のことができるようになります。

1、戸籍証明書等の広域交付が開始されます。

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになります。

これによって本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求でき、また欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できるようになります。

ただし、コンピューター化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

広域交付で戸籍証明書等を請求できる方は、本人、配偶者のほか直系尊属となる父母、祖父母など、直系卑属となる子、孫などです。

御利用に当たっての注意事項として、戸籍証明書等請求できる方が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があるため、郵送や代理人による請求はできません。

また、窓口にお越しになった方の本人確認のため、顔写真つきの身分証明書、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの提示が必要です。

2、戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担が軽減されます。例えば、新婚旅行先の市区町村の窓口で婚姻届を提出する場合など、本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになりますので、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要となります。

今後の予定としまして、戸籍証明書等の添付が省略できることとなるものがあり、時期等については手続により異なります。

3、マイナンバー制度の活用による戸籍証明書等の添付省略、例えば児童扶養手当認定手続において、申請書と併せて申請人等のマイナンバーを申請先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍関係情報——マイナンバーの提示を受けた者に関する親子関係、婚姻関係等の情報——を確認することができるようになりますので、戸籍証明書等の添付が不要となります。

4、戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略、例えばパスポートの発給申請において、申請書と併せて戸籍電子証明書提供用識別符号を申請先の行政機関に提示することにより、戸籍電子証明書——電子的に戸籍情報を証明したもの——を確認することができるようになりますので、戸籍証明書等の添付が不要となり、オンラインで手続が完結されます。

なお、法務省において戸籍電子証明書を利用する行政機関について、関係府省と調整中であり、戸籍電子証明書提供用識別符号の提出が可能となるのは、提出先、行政機関における制度整備、システム整備等が必要となる関係上、令和6年度末となる予定と確認しております。

詳細につきましては、今後、法務省から示される予定です。

以上のような戸籍法一部改正により、令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関

する政令の一部改正が公布され、令和6年3月1日から施行されることになりました。これにより、備前市使用料及び手数料条例にも一部改正の必要が生じており、準備に取りかかっております。

議案の提案については現在調整中であります。

○西上委員長 それでは、報告事項に対する質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○草加委員 戸籍証明書等の広域交付についてお尋ねするんですけども、行政書士などの専門家がいますけれども、職務上請求書で今まではこういった戸籍等を取得していたんですけども、その取扱いはどうなるのかということをお聞きしたいんですけども、この中に、本人、配偶者、直系尊属、直系卑属とあるんですけども、専門家の名前が特に入っていないので、今後扱いがどうなるのか、あと下のところの御利用に当たっての注意事項のところ、郵送や代理人による請求はできませんということで、代理人は一応否定されるんですけども、専門職の扱いについてお尋ねします。

○田原市民課長 このたび始まります広域交付につきましては、こちらの御案内に記載の方が利用できる制度でございます。司法書士等につきましては、現在と同様で、本籍地での請求に限るものでございます。

○立川委員 今のコンビニ交付等々のお話はどうなるのでしょうか。

○田原市民課長 コンビニ交付につきましては、備前市は戸籍の取扱いが現在ございません。この広域交付につきましては、窓口の御対応ということで御理解くださいますようお願いいたします。

○立川委員 じゃあ、戸籍については、従来どおり窓口しかしょうがないという方向ですか、それとも今検討中とか。

○田原市民課長 コンビニ交付についての戸籍の取扱いは、現在のところ予定としてはございません。窓口のみの交付でございます。

○立川委員 分かりました。戸籍は窓口に来いよというところですね。これは備前市内、総合支所もございますし、いろんなところの市においても総合支所等々あるんですが、コンピューター化されていない一部の戸籍・除籍は、ここに表記してありますけど、そういったところの使えるところ、使えないところという表示は何かされるんですか。もうそれ関係なしで、どこでも取れるという解釈でいいんですか。

○田原市民課長 ここに記載のコンピューター化されていない一部のとありますが、コンピューターに取り込まれていない戸籍というのが、文字の関係でございまして、備前市でいいまして、1戸籍ございます。その方は残念ながらこの広域交付というのが利用できないんですけども、それ以外の方は、対象となる本人、配偶者のほかという請求できる方につきましては、全国のこちらの市区町村の窓口においても御請求がいただけ、戸籍を取得できるという制度が始まるという御案内でございます。

○立川委員 難しい字が入ってないというところですね。それで、一部事項証明書、個人事項証明書、具体的にはどんなところができなくなるんですか。

○田原市民課長 戸籍全体のことを戸籍謄本といますが、一部というのが戸籍抄本といいます。その戸籍抄本というのが、他市が本籍の方のものが例えば備前市の窓口においでになった場合、抄本というものについてはお出しができない、それは全国共通でございます。

○立川委員 一部事項証明書というのは、抄本という解釈ですが、付票はどうなりますか。

○田原市民課長 付票につきましては、今回の広域交付の対象からは外れております。戸籍本体の部分でございます。

○田原市民課長 付票につきましては、本籍地のみの交付、現在と変更がございません。

○青山委員 利用に当たっての注意事項のところ、郵送や代理による請求はできませんということなんですけど、例えば障害者であるとか、病気入院、あるいは高齢者、そういったようなものも全て本人が出向いてということになるんですか。

○田原市民課長 御本人が御来庁できない場合は、請求できる方の御本人以外の方、配偶者、あと直系尊属、直系卑属の方が窓口で御本人確認できる顔写真つきの身分証明書を持って御来庁された場合には交付が可能と考えております。

○青山委員 代理人というのは、それ以外の方という捉え方でいいですかね。分かりました。

○立川委員 4番目ですね、戸籍電子証明書提供用識別符号、これどんなものになるんですか。登記の識別情報みたいに、貼ったやつが出てくるんですか。それとも、もう番号だけなんですか。

○田原市民課長 こちらの4番につきましては、戸籍の電子証明書という電子的な証明書でございます。内容につきましては、現在調整中ということでして、令和6年度末までに用意ができると確認しております。

○立川委員 どんなものかなという思いでお尋ねをしたんですが、この戸籍電子証明書提供用識別符号、だから今、登記事項証明書にきらきらを貼っとるじゃないですか。ああいったものかな、それとも別にカードみたいなんが出てくるのか、その辺が分かりますか。

○田原市民課長 こちらのものにつきましては、電子的に戸籍情報を証明したものでありまして、4番については、オンラインの手續というのも想定しています。ですので、紙といったものではなく、電子的な証明書と想定しております。

○立川委員 また、そのときが来たら教えてください。ひょっとして、ワンタイムパスワードみたいなものかなという思いがあったんで。

○藤森市民生活部長 まだ先の話ということで、詳細なものがあまり出ておりませんが、法務省のホームページとかを見ると、この戸籍電子証明書提供用識別符号というのは、(パスワード)と書かれてあるので、パスワードといったようなものになるんじゃないかなと思っております。

○立川委員 さっきちょっと言いましたように、ワンタイムパスワード的なものと理解しといた

らいいですね。できたら、またそのときに見せてください。

○中西委員 戸籍証明書等の広域交付なんですけど、戸籍というのは国籍を表したり、あるいは縦横の関係を表すものかなというぐらいのレベルでしか私も認識してないんですけども、戸籍証明書が広域でできる、つまり国籍だからどこだってできないことはないという考え方に立つんだらうと思うんですけども、今説明のあった一部事項証明書、戸籍の抄本なんかは取れない、これはどのような考え方になるのでしょうか。

○藤森市民生活部長 法務省によると、どうして戸籍抄本が広域交付の対象外になっているかということについては、技術的な問題があるためという回答になっております。ちょっとそれ以上のことがこちらでは分かりません。

○西上委員長 ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、報告事項は終わらせていただきます。

***** 所管事務調査（市民生活部、総合支所） *****

次に、市民生活部、それから総合支所関係の所管事務調査を行います。

委員の皆様、所管事務調査ということで発言を許可いたします。

○青山委員 一般質問でもさせていただいたんですけど、窓口のワンストップ化ということでお伺いした中で、導入予定の書かない窓口を活用するというお答えがあったんですけど、この導入予定の書かない窓口というのは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○田原市民課長 書かない窓口につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して取組を進めているものであります。具体的には、手続の際に窓口を設置した端末にマイナンバーカードを載っけて、その情報を読み取ることによりまして申請書に住所や氏名などを書かなくてもよいという、手続が簡略化されるというような窓口を実現するものでございます。

○青山委員 これからICT化ということで、本当に入れていかれると思うんですけど、続いて2点ほど提案させていただきました。その中で、総合案内所を設けてコンシェルジュを配置してはどうかということを1点提案したんですけど、これは案内についても、窓口で設置した番号案内システムを活用するということがあったんですけど、なかなかあそこの1階部分の案内だけでなく、どこに何が、もっと言えば、何階に何があるのかを、自分が聞きたい、知りたい、そういったようなところはどこに行けばいいのかとかということを案内していただけるような、そういう総合案内のようなものを設置するお考えはないのでしょうか。

○田原市民課長 現在、1階の市民課におきまして総合案内の業務をさせていただいております。別の箇所にコンシェルジュを配置するといったようなことにつきましては、人事の面ですとか、庁舎の関係がございまして、すぐに取り組むというような発言ができかねますので、関係部署と協議しながら進めてまいりたいと思います。

○青山委員 市役所に行って、敷居が高いという方もおられたり、どこへ行ったらいいのかわからないからとにかくうろうろされている方も見かけます。そういうときに、こちらから声をかけてあげられるような、そういうサービスもぜひお考えいただきたいと思います。

それからあわせて、案内看板なんですけど、これも以前からお願いをしておったんですけど、壁にべちゃっと貼っている案内看板について、階に上がっても、どのあたりに自分が行きたい、そういう課や係があるのかというのが分かりづらいですね。天井からつるすような、そういったようなもので、階段上がってすぐ見えるような、そういったようなこともちょっと工夫をされたらどうかなと思うんですけど、先日伺いました福井県のところも、色分けまでして、分かりやすく、1階でどこというような図面なんかを渡されて、その中に色分けもしてあって、階を上がったらすぐに分かるような、そういったような工夫もされておったんですけど、そういうこともお考えいただけたらと思うんですけど。

○藤森市民生活部長 分かりやすい窓口、分かりやすい市役所ということで、青山委員の御意見を参考にさせていただきます。

一般質問の中でも、市長が機構改革にも少し触れられましたし、看板についても、庁舎管理の部門と協議をしながら、できるだけ市民の方が来て分かるような窓口に努めてまいりたいと思っております。

○青山委員 機構改革も、年に何回もあったり、部署の名前が変わったりというふうなことがあるので、なかなか難しいとは思いますが、何か工夫をして分かりやすい、尋ねやすい、そういう市役所ということで、ぜひお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○西上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で所管事務調査を終わらせていただきます。

説明員入替えのため、暫時休憩とします。

午前11時15分 休憩

午前11時24分 再開

○西上委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 報告事項（保健福祉部） *****

それでは、所管事務調査に先立ち、執行部からの報告事項をお受けいたします。

コロナワクチンについて保健課より御報告願います。

○高橋保健課長 コロナの感染状況とワクチン接種について御報告いたします。

9月末には、コロナ感染者数はかなり少なくなっておりましたが、12月に入り県下でも増加傾向となっております。また、県下でインフルエンザも大流行しております。改めて、一人一人の感染対策が重要となりますので、ホームページや公式LINEで注意喚起をしているところです。

また、過去3年間の状況から見て、年末年始には人流の増加により患者数が増加するものと考えております。重症化リスクの高い65歳以上の方を中心に、ワクチン接種をお勧めしているところ です。

12月4日に、純国産ワクチンの第一三共株式会社製造のオミクロン株XBB株のワクチンが承認されました。当市では市立病院にお願いし、三石診療所で接種していただけることになりました。

来週にはワクチンが配送されますので、12月26日から接種を開始する予定としております。

また、現在、特例臨時接種でコロナワクチン接種は行っておりますが、令和6年3月末日で終了することが決定されています。

○西上委員長 報告事項に対する質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 3月にコロナワクチンが無償が終了するということですが、これは自費でしたいと言えば、費用はほぼ固まったんですか。インフルと一緒にしたっけ。

○高橋保健課長 令和6年度からのコロナワクチン接種につきましては、予防接種法上のコロナワクチンは、季節性インフルエンザの予防接種と同等の扱いになり、65歳以上の方を対象に定期接種が行われます。対象外になられる方は、混合ワクチンが市場で流通することが見込まれておりますので、任意接種として接種することが可能になると聞いております。

任意接種につきましては、全額自己負担となります。

○立川委員 皆さんの御希望で金額はどうやろうというところなんですけど、もし決まっておれば、僕は2,000円と理解しとんですけど、まだ決まっていませんか。

○高橋保健課長 現在のところ、国からワクチン単価が示されておりませんので、まだ詳細なことは決まっておりませんが、恐らく季節性インフルエンザよりワクチン単価は高くなることが見込まれております。

○立川委員 際どいところまでお知らせいただきましたけど、それ以上は聞きません。ちょっと高くなるかなというところのお話はありましたので、皆さん3,000円か4,000円かと思うとってください。ありがとうございました。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症抗体検査研究事業の進捗状況について保健課より御報告願います。

○高橋保健課長 続きまして、コロナ抗体検査の研究事業について進捗状況を御報告いたします。

8月の委員会でも御報告しましたが、6月までにデータの追加集積を行い、7月には参加者全員に個人データの一覧と中間報告書を同封して郵送したと聞いております。

その後、9月に岡山大学内の倫理審査委員会で、今年度予定した研究に対し、新たにXBB株対応ワクチンの接種の有無についての効果をプラスすることで、追加することで承認を得たということで、早速事業開始をしております。

追加検査としましては、2回の採血を11月と1月、3回のアンケートによる調査票を11月、1月、3月の3回実施をする予定です。既に11月の採血と調査票による回答は終えており、市内に勤務する8事業所の職員、社員を対象に445人、募集は400人だったんですが、応募が多く、445の方が1回目を終えておられます。今回は、昨年度の検査と違って、静脈採血で1回当たり2ミリリットル採取しております。

検査項目が2種類となり、IgG(S)抗体といって、ワクチンの接種により抗体価が上がる指標と、あと感染によって抗体価が上がるN抗体というものの2種類の検査をすることで、現在研究を続けておられます。

○**西上委員長** 発言を希望される方の発言を許可いたします。

○**立川委員** 学内でXBBの治験を入れようということになったと今お聞きして、進めておられるみたいですが、この事業に対する今後の見通し、3月末で終わったとして、たしか論文まで費用に入っていたと思うんですが、今後の費用発生等々についてお知らせをいただけたらと思います。

○**高橋保健課長** 昨年度の予算を繰越明許しております、今年度その残りで必要な経費を支出していただきます。3月までがこの追加検査に関する事業が継続しますので、この研究自体は、予定では6年度も大学のほうで経費を取って継続すると聞いております。また、研究の成果につきましては、来年度継続して来年度末に終了するものも、備前市のほうに提供いただくことでお約束をしております。

○**立川委員** スケジュール的に大きく今お知らせいただいたんですが、どうも終わりが見えないんですけど、備前市はどこまで関わるんでしょうか。成果物としてどこまで出てくるんでしょうか。

○**高橋保健課長** 今、岡山大学と話をしているのは、備前市の予算を今年度中まで予算計上しておりますので、今年度末の研究の時点で成果物を提出いただくということでお話しております。また、3月の備前市広報で、昨年度までの研究に対しての一定の報告書を広報紙に掲載する、それから今年度の追加検査においては、来年度いっぱい研究を続け、研究の終期は6年度中で終了と伺っております。

○**立川委員** 一応、じゃあ6年度で終わるよと。ところが、これ学会発表までの論文の費用も入っていたんですけど、学会発表的には6年度で終わるんですか。

○**高橋保健課長** 4年度から既に学会発表は行われていて、今現在も支出をされています。4年度、5年度、支出をされています。備前市の予算は5年度で終了でございますので、6年度に係る分析とか学会発表等々の経費は、岡山大学のほうで支出されると聞いております。

○立川委員 一応取っかかりと今年度の分だけで資金的にはもう行きませんよと、ただその成果物については、今後また機会を見ていろいろ出してくださると理解しとっていいですね。

○高橋保健課長 はい、そう理解していただいて構いません。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に参らせていただきます。

備前市高齢者保健福祉計画・備前市第9期介護保険事業計画、備前市障がい者計画におけるパブリックコメントの実施について保健福祉部より御報告願います。

○大森保健福祉部長 保健福祉部より今年度策定を進めております各計画のパブリックコメントを実施いたしますので御報告させていただきます。

今回のパブリックコメントの対象となる計画は、令和6年度から9年度の3年間を計画期間として、市の高齢者施策、介護保険施策を推進するための指針となります高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画になります。

この計画につきましては、老人福祉法第20条の8、それから介護保険事業の計画につきましては、介護保険法の第117条に基づきまして、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画とを一体に策定するというものでございます。

続きまして、障害者及び障害児に係る施策の基本的な方針を定める計画といたしまして、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間とする第4期の障がい者計画、それから令和6年度から8年度の3年間を計画期間とする第7期の障害福祉計画及び第3期の障害児福祉計画となります。

こちらの位置づけといたしましては、障害者基本法の第11条に基づくものと、それから障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉計画、それから児童福祉法に基づく障害児の福祉計画というものを策定いたします。

これらの計画につきましては、パブリックコメントを実施いたしまして、市民の方から御意見をいただく予定にしております。

募集の期間は、1月4日から2月2日まででございます。計画案、意見提出要旨等、ホームページで掲載いたしまして、本庁の介護福祉課、それから社会福祉課の窓口を設置いたしまして、あと総合支所の窓口にも設置いたします。

以上、簡単でございますけど、今年度各計画のパブリックコメントの実施について御報告をさせていただきます。

○西上委員長 質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○中西委員 この計画は備前市にとっても非常に大きな計画の一つであります。つきましては、一度当委員会においても概略を説明していただくよう、委員長にお願いをしたいと思います。

○大森保健福祉部長 時期はこれからということでございますけど、概略につきまして、委員会

のほうで御説明をさせていただきたいなと思います。

○西上委員長 でき次第、概略を委員会で説明願います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項は終わらせていただきます。

***** 所管事務調査（保健福祉部、市立病院） *****

所管事務調査に入ります。

○中西委員 コロナのワクチン接種に関わる事故あるいはトラブルは、これまでありますでしょうか。

○高橋保健課長 大きなものは特にございませんが、間違い接種に該当する接種は何件かございました。

○中西委員 間違い接種というのは、どういう間違いなのでしょう。

○高橋保健課長 医療機関におきまして、接種券を持たずに接種された方が、既に過去に接種をしておったにもかかわらず、本人さんが接種をしていないという認識の下で打ってほしいということで接種をしてしまったというケースが1件ありました。また、3か月という接種間隔が決められているんですが、3か月に1日足りない間隔で接種をしたケースもありました。どちらも医療機関から間違え接種の報告を県に提出していただき、接種を受けた方の健康チェックをしていただき、体調不良等がないことの報告を受けております。

○中西委員 それは現にきちんと指導しとられるんだと思うんですけども、健康被害はないですよ。

○高橋保健課長 ワクチン接種による健康被害が国へ進達して、国の認定が下りたケースがございます。予算決算審査委員会のほうに審査していただくよう計上させていただいてはいますが、1件認定がありました。

○中西委員 コロナ、インフルとも少し増加傾向にあると、毎年この年末年始のところでかなりの数が出てくるということなんですけども、年末年始の病院の当番医の体制はどのようになっていますでしょうか。

○尾崎病院総括事務長 当番医のほうですが、日生病院が1月2日、備前病院が1月3日当番医となっております。あと、吉永病院のほうは当番医は当たってはいないんですが、1月3日に発熱外来をさせていただく予定としております。

○中西委員 このお正月、年末年始は多分増えると思います。職員の方、大変な時期ですけども、体調管理に気をつけていただきながら体制を取っていただきたいと願います。

○奥道委員 年末年始の当番医の、どこそこの病院という発表はあると思うんですけども、私が伺った事件の中で、要は小児科ですね、うちは小児科はちょっとほかへ行ってくれというような病院の対応が1件実はあったんで、広報の段階で例えば小児科についてはここへというよう

な、そういう何科について全部言うわけにはいきませんが、特に子供さんの発熱ということになると、やっぱりインフルエンザを学校でもらってくることもあるじゃないですか。そういうこともあるんで、ちょっとそこだけ気を遣った発表の仕方をしていただけたらありがたいなと思います。

○丸山副委員長 病院の関連ではあるんですが、近所の方が先日転びまして、救急車で当然運ぶんですが、時間外で駄目だということをおっしゃられたらしくって、最終的に西大寺のほうに搬送されたということがあります。

奥道委員と少しかぶるようなところがあるかもしれませんが、その当番医であっても時間であるとか、外来の内容にもよるかもしれませんが、そういったところの手厚い、分かりやすいっていうのも、書いていただけたらな思ったんですが、お願いします。

○尾崎病院総括事務長 当番医については、3病院だけじゃなく、和気医師会管内の先生方も担当していただけますので、内容については医師会の先生方とも話をしながらでないと、この場ですぐできますというお答えはちょっといたしかねますので、また医師会とも相談をしながら、もう少し分かりやすい表記ができる何か考えていけたらと思いますので、ちょっと今日はお答えはできかねます。申し訳ありません。

○立川委員 今、お話が出たんですけど、この委員会に地域医療の連携室は出てきてないんですかね。

○梶藤介護福祉課長 令和3年度まで地域福祉連携課という課がありました。4年度からその課の所管事務がいろいろ課に分散された形になっております。

介護福祉課で医療と介護の連携については所管をしておるような形です。

○立川委員 介護福祉が肩代わりをされておるといふところなんで、さっき出た病院の事務長もおっしゃっていましたが、そういったところのお話ができるようにしていただけたらなと思います。先ほど当番医の関係も、和気の医師会と連携しますと、お答えできませんからね、病院の事務長統括では。だから、そういったところをきちっと連携しておる部署が出てくるようお願いをしておいてください。委員長お願いいたします。

○西上委員長 お願いでよろしくお願ひいたします。

ほかに関連ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で所管事務調査を終わります。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前11時49分 閉会